

資金収支計算書

【社会福祉法人会計基準】		【新社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<経常活動による収支> 【収入】		<経常活動による収支> 【収入】			
介護保険収入	介護保険収入	介護保険収入	介護福祉施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入	他の会計基準の内容を踏まえ追加
			介護老人保健施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入	
			介護療養施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入	
			居宅介護料収入	介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入 介護予防負担金収入	
			居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入	
			利用者等利用料収入	介護福祉施設利用料収入 介護老人保健施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 食費収入 居住費収入 その他の利用料収入	
			その他の事業収入	補助金収入 市町村特別事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
			(保険等査定減)		
			自立支援給付費収入	介護給付費収入 訓練等給付費収入 障害児施設給付費収入 サービス利用計画作成費収入 利用者負担金収入	
自立支援費等収入	介護給付費収入 訓練等給付費収入 障害児施設給付費収入 サービス利用計画作成費収入	自立支援費収入	特定給付費収入	特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入	
			特定費用等収入 その他の事業収入	補助金収入 受託事業収入 その他補助金等収入 その他の事業収入	新基準の勘定科目では「等」を削除
			(保険等査定減)		新基準では自立支援給付費収入の小項目に移動
			利用者負担金収入		自立支援費収入に係る補助金収入等を計上
利用料収入	利用料収入 利用者負担金収入	措置費等収入	措置費収入	事務費収入 事業費収入 管理費収入 その他の利用料収入	利用料収入は、新基準ではサービス毎の小項目へ計上
措置費収入	事務費収入 事業費収入		利用料収入 その他の事業収入	補助金収入 受託事業収入 その他の事業収入	新基準では「等」を追加
			運営費収入	運営費収入 私的契約利用料収入	他の会計基準の内容を踏まえ追加
運営費収入	運営費収入 私的契約利用料収入	運営費収入	運営費収入 利用料収入	補助金収入 受託事業収入 その他の事業収入	措置費収入に係る補助金収入等を計上
			その他の事業収入	補助金収入 受託事業収入 その他の事業収入	旧基準の私的契約利用料収入は、新基準の措置費収入または運営費収入の利用料収入に計上
			就労支援事業収入	補助金収入 受託事業収入 その他の事業収入	運営費収入に係る補助金収入等を計上
〇〇事業収入	〇〇事業収入	〇〇事業収入	〇〇事業収入 その他の事業収入	補助金収入 受託事業収入 その他の事業収入	介護保険収入等、大区分に含まれない事業の補助金収入等は〇〇事業収入に計上
経常経費補助金収入	経常経費補助金収入	経常経費寄附金収入	経常経費寄附金収入		介護保険収入等、それぞれの区分毎に計上
寄附金収入	寄附金収入	事業外収入	受入研修費収入 利用者等外給食費収入 会費収入		新基準では勘定科目に「経常経費」を追加
雑収入	雑収入	雑収入			他の会計基準の内容を踏まえて追加
借入金利息補助金収入		借入金利息補助金収入			

現行会計基準と新会計基準の勘定科目比較表

【社会福祉法人会計基準】		【新社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<経常活動による収支> 【収入】		<経常活動による収支> 【収入】			
受取利息配当金収入	借入金利息補助金収入	受取利息配当金収入			新基準では財務活動による収入に移動し、「事業区分間繰入金収入」として計上
会計単位間繰入金収入	受取利息配当金収入				
	公益事業会計繰入金収入				新基準では財務活動による収入に移動し、「拠点区分間繰入金収入」として計上
経理区分間繰入金収入	収益事業会計繰入金収入				
	経理区分間繰入金収入				他の会計基準の内容を踏まえ追加
経常収入計(1)		流動資産評価益等による資金増加額	有価証券売却益	有価証券評価益	新基準では時価会計の導入により追加
		経常活動収入計(1)			
<経常活動による収支> 【支出】		<経常活動による収支> 【支出】			
人件費支出	役員報酬	人件費支出	役員報酬		新基準では「職員給料」と「職員賞与」に分けて計上
	職員俸給		職員給料		
	職員諸手当		職員賞与		外部拠出型退職手当制度全般に対する掛金として変更
	非常勤職員給与		非常勤職員給与		
	退職金		退職給付支出		
	退職共済掛金		法定福利費		
	法定福利費	事務費支出	福利厚生費		消耗品費と器具什器費は、新基準では「事務消耗品費」に統合して計上
事務費支出	福利厚生費		旅費交通費		
	旅費交通費		研修費		
	研修費		事務消耗品費		
	消耗品費		印刷製本費		賃借料は、新基準では「賃借料」と「地代家賃」に分けて計上
	器具什器費		水道光熱費		
	印刷製本費		燃料費		損害保険以外の保険加入のケースもあるため、他の会計基準の内容も踏まえて変更
	水道光熱費		修繕費		
	燃料費		通信運搬費		
	修繕費		会議費		他の会計基準の内容を踏まえて追加
	通信運搬費		広報費		
	会議費		業務委託費		
	広報費		手数料		
	業務委託費		賃借料		賃借料は、新基準では「賃借料」と「地代家賃」に分けて計上
	手数料		地代家賃		
	賃借料		保険料		損害保険以外の保険加入のケースもあるため、他の会計基準の内容も踏まえて変更
	損害保険料		租税公課		
	租税公課		〇〇費		他の会計基準の内容を踏まえて追加
	〇〇費		保守料		
	雑費		渉外費		
事業費支出	雑費	事業費支出	諸会費		他の会計基準の内容を踏まえて追加
	給食費		職員被服費		
	保健衛生費		車両費		
	被服費		雑費		
	教養娯楽費		給食費		他の会計基準の内容を踏まえて追加
	日用品費		介護用品費		
	保育材料費		医薬品費		他の会計基準の内容を踏まえて追加
	本人支給金		保健衛生費		
	水道光熱費		診療・療養等材料費		
	燃料費		被服費		
	消耗品費		教養娯楽費		消耗品費と器具什器費は、新基準では「消耗器具備品費」に統合して計上
	器具什器費		日用品費		
	賃借料		保育材料費		
	教育指導費		本人支給金		
	就職支度費		水道光熱費		
	医療費		燃料費		
	葬祭費		消耗器具備品費		
	〇〇費		賃借料		
	雑費		教育指導費		
借入金利息支出	借入金利息支出	借入金利息支出	就職支度費		
経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出		医療費		
			葬祭費		
			〇〇費		
			車両費		
			雑費		
		就労支援事業支出	雑費		
			就労支援販売支出		新基準では財務活動による支出に移動し、「拠点区分間繰入金支出」として計上
			就労支援販管費支出		
		利用者負担軽減額			他の会計基準の内容を踏まえて追加
		固定資産除却・廃棄支出			
		事業外支出	利用者等外給食費		
			その他の事業活動外支出		
		雑支出			
		法人税、住民税及び事業税支出			
		流動資産評価損等による資金減少額	有価証券売却損		旧基準では財務活動による支出に計上していたが、新基準では経常活動による支出に計上
			資産評価損		
			徴収不能額		
経常支出計(2)		経常活動支出計(2)			
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			

現行会計基準と新会計基準の勘定科目比較表

【社会福祉法人会計基準】		【新社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<施設整備等による収支> 【収入】		<投資活動による収支> 【収入】			
施設整備等補助金収入	施設整備補助金収入 設備整備補助金収入	固定資産売却収入	器具及び備品売却収入 車両運搬具売却収入 ○○売却収入		新基準では、財務活動による収入に移動
施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入	投資有価証券売却収入 積立預金取崩収入	○○積立預金取崩収入		
固定資産売却収入	器具及び備品売却収入 車両運搬具売却収入 ○○売却収入	貸付金回収収入	長期貸付金回収収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入		他の会計基準の内容を踏まえて追加
		その他の収入	○○収入		
施設整備等収入計(4)		投資活動収入計(4)			
<施設整備等による収支> 【支出】		<投資活動による収支> 【支出】			
固定資産取得支出	建物取得支出 車両運搬具取得支出 ○○取得支出	固定資産取得支出	土地取得支出 建物取得支出 車両運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出		他の会計基準の内容を踏まえて追加
元入金支出	公益事業会計元入金支出 収益事業会計元入金支出	投資有価証券取得支出 貸付金支出	長期貸付金支出 事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出		他の会計基準の内容を踏まえて追加
		積立預金支出	○○積立預金積立支出		旧基準では財務活動による支出に計上していたが、新基準では投資活動による支出に計上
		その他の支出	○○支出		他の会計基準の内容を踏まえて追加
施設整備等支出計(5)		投資活動支出計(5)			
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		投資活動資金収支差額(6)=(4)-(5)			
<財務活動による収支> 【収入】		<財務活動による収支> 【収入】			
借入金収入	設備資金借入金収入 長期運営資金借入金収入	寄附金収入	施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金元金償還寄附金収入		旧基準では施設整備等による収入に計上していたが、新基準では財務活動による収入に計上
投資有価証券売却収入	投資有価証券売却収入	借入金収入	設備資金借入金収入 長期運営資金借入金収入 事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入		他の会計基準の内容を踏まえ追加
借入金元金償還補助金収入	借入金元金償還補助金収入	事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入			旧基準では経常活動による収入に計上していたが、新基準では財務活動による収入に計上
積立預金取崩収入	○○積立預金取崩収入	補助金収入	施設整備等補助金収入 施設整備等借入金元金償還補助金収入		新基準では投資活動による収入に移動
その他の収入	長期貸付金回収収入 ○○収入	その他の収入	○○収入		旧基準では施設整備等による収入に計上していたが、新基準では財務活動による収入に計上
財務収入計(7)		財務活動収入計(7)			新基準では投資活動による収入に移動
<財務活動による収支> 【支出】		<財務活動による収支> 【支出】			
借入金元金償還金支出	設備資金借入金元金償還金支出 長期運営資金借入金元金償還金支出	元金償還支出	設備資金借入金元金償還支出 長期運営資金借入金元金償還支出 事業区分間長期借入金元金償還支出 拠点区分間長期借入金元金償還支出		他の会計基準の内容を踏まえ変更
投資有価証券取得支出	投資有価証券取得支出				新基準では投資活動による支出に移動
積立預金積立支出	○○積立預金積立支出				新基準では投資活動による支出に移動
その他の支出	長期貸付金支出 ○○支出	ファイナンス・リース債務の返済支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 その他の支出	○○支出		新基準ではリース会計の導入により追加
流動資産評価減等による資金減少額等	徴収不能額 有価証券売却益 有価証券売却損 有価証券評価損 ○○評価損				新基準では経常活動による支出に移動
財務支出計(8)		財務活動支出計(8)			
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			
予備費(10)		予備費支出(10)			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			
前期末支払資金残高(12)		前期末支払資金残高(12)			
当期末支払資金残高(11)+(12)		当期末支払資金残高(11)+(12)			

現行会計基準と新会計基準の勘定科目比較表

事業活動計算書

※旧基準の事業活動計算書では、「収入」「支出」を科目名に使用していたが、新基準では「収益」「費用」に修正。なお、措置費、運営費、補助金等「収益」を使用することが適当でない場合は、「受取」を使用した。

【社会福祉法人会計基準】		【新社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<事業活動収支の部> 【収入】		<サービス活動増減の部> 【収益】			
介護保険収入	介護保険収入	介護保険収益	介護福祉施設介護料収益 介護老人保健施設介護料収益 介護療養施設介護料収益 居宅介護料収益 居宅介護支援介護料収益 利用者等利用料収益	介護報酬収益 利用者負担金収益 介護報酬収益 利用者負担金収益 介護報酬収益 利用者負担金収益 介護報酬収益 介護予防報酬収益 介護負担金収益 介護予防負担金収益 居宅介護支援介護料収益 介護予防支援介護料収益 介護福祉施設利用料収益 介護老人保健施設利用料収益 介護療養施設利用料収益 居宅介護サービス利用料収益 食費収益 居住費収益 その他の利用料収益	他の会計基準の内容を踏まえて追加 介護保険収益に係る受取補助金等を計上。なお自立支援等、他の大区分に係る受取補助金等はそれぞれの区分毎に計上。 新基準の勘定科目では「等」を除く 新基準では自立支援給付費収益の小項目に移動 自立支援費収益に係る補助金収益等を計上 利用料収入は、新基準ではサービス毎の小項目へ計上 受取措置費に係る受取補助金等を計上 旧基準の私的契約利用料収入は、新基準の受取措置費又は受取運営費の利用料収益に計上 受取運営費に係る受取補助金等を計上 介護保険収益、自立支援費収益、受取措置費、受取運営費に係る受取補助金等は、それぞれの区分毎に計上。上記の大区分に含まれない事業の受取補助金等は〇〇事業収益に計上 寄附金収入は、新基準ではサービス活動外増減の部の収益に移動し、「受取寄附金」として計上 特別増減の部の収益へ「受取設備資金借入金元金償還補助金」として計上 引当金戻入を収益計上し、対応する資金支出をそのまま費用計上するのではなく、当該返額のみ費用計上する方法を採用するため、引当金戻入は収益項目から削除 新基準ではサービス活動増減の部の費用に控除項目として移動
自立支援費等収入	介護給付費収入 訓練等給付費収入 障害児施設給付費収入 サービス利用計画作成費収入 特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 利用者負担金収入	自立支援費収益	自立支援給付費収益 特定給付費収益 特定費用等収益 その他の事業収益 (保険等査定減)	受取補助金 市町村特別事業収益 受託事業収益 その他の事業収益 介護給付費収益 訓練等給付費収益 障害児施設給付費収益 サービス利用計画作成費収益 利用者負担金収益 特定障害者特別給付費収益 特定入所障害児食費等給付費収益	
利用料収入	利用料収入 利用者負担金収入	受取措置費等	受取措置費 利用料収益 その他の事業収益 (保険等査定減)	受取事務費 受取事業費 受取管理費 受取その他の利用料 受取補助金 受託事業収益 その他の事業収益	
措置費収入	事務費収入 事業費収入	受取運営費	受取運営費 利用料収益 その他の事業収益	受取補助金 受託事業収益 その他の事業収益	
運営費収入	運営費収入	就労支援事業収益	〇〇事業収益	受取補助金 受託事業収益 その他の事業収益	
私的契約利用料収入	私的契約利用料収入	〇〇事業収益	〇〇事業収益 その他の事業収益	受取補助金 受託事業収益 その他の事業収益	
〇〇事業収入	〇〇事業収入	その他の収益			
経常経費補助金収入	経常経費補助金収入				
寄附金収入	寄附金収入				
雑収入	雑収入				
借入金元金償還補助金収入	借入金元金償還補助金収入				
引当金戻入	徴収不能引当金戻入 退職給与引当金戻入 〇〇引当金戻入				
国庫補助金等特別積立金取崩額					
事業活動収入計(1)			サービス活動収益計(1)		

現行会計基準と新会計基準の勘定科目比較表

【社会福祉法人会計基準】		【新社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<事業活動収支の部> 【支出】		<サービス活動増減の部> 【費用】			
人件費支出	役員報酬 職員俸給 職員諸手当	人件費	役員報酬 職員給料 職員賞与		新基準では「職員給料」と「職員賞与」に分けて整理 他の会計基準の内容を踏まえて人件費に移動
	非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費		賞与引当金繰入 非常勤職員給与 退職給付費用 法定福利費		
事務費支出	福利厚生費 旅費交通費 研修費 消耗品費 器具什器費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 損害保険料	事務費	福利厚生費 旅費交通費 研修費 事務消耗品費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 保険料		消耗品費と器具什器費は、新基準では「事務消耗品費」に統合して計上
	賃借料 租税公課 〇〇費		賃借料 地代家賃 租税公課 〇〇費 保守料 渉外費 諸会費 職員被服費 車両費 雑費		損害保険以外の保険加入のケースもあるため、他の会計基準の内容も踏まえて変更 賃借料は、新基準では「賃借料」と「地代家賃」に分けて計上
事業費支出	雑費 給食費 保健衛生費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗品費 器具什器費 賃借料 教育指導費 就職支度費 医療費 葬祭費 〇〇費 雑費	事業費	給食費 介護用品費 医薬品費 保健衛生費 診療・療養等材料費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費 賃借料 教育指導費 就職支度費 医療費 葬祭費 〇〇費 車両費 雑費		他の会計基準の内容を踏まえて追加 他の会計基準の内容を踏まえて追加 他の会計基準の内容を踏まえて追加
	減価償却費	就労支援事業費用	就労支援販売原価 就労支援販売管費	当期就労支援事業製造原価 期首製品商品棚卸高 期末製品商品棚卸高	他の会計基準の内容を踏まえて追加
	徴収不能額	利用者負担軽減額 減価償却費 (国庫補助金等特別積立金取崩額)	減価償却費		旧基準では、事業活動収支の部の収入としていたが、新基準ではサービス活動増減の部の費用に控除項目として計上
	引当金繰入	徴収不能額	徴収不能引当金繰入		新基準では、「退職給付費用」で処理 新基準では、引当金は「徴収不能引当金」、「賞与引当金」、「退職給付引当金」に限定するため、〇〇引当金は廃止
	事業活動支出計(2) 事業活動収支差額(3)=(1)-(2)		サービス活動費用計(2) サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		

現行会計基準と新会計基準の勘定科目比較表

【社会福祉法人会計基準】	
勘定科目【A】	
科目区分	
大区分	中区分
＜事業活動外収支の部＞ 【収入】	
借入金利息補助金収入	借入金利息補助金収入
受取利息配当金収入	受取利息配当金収入
会計単位間繰入金収入	公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入
経理区分間繰入金収入	経理区分間繰入金収入
投資有価証券売却益(売却収入)	投資有価証券売却益(売却収入)
有価証券売却益(売却収入)	有価証券売却益(売却収入)
事業活動外収入計(4)	

＜事業活動外収支の部＞ 【支出】	
借入金利息支出	借入金利息支出
経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出
投資有価証券売却損(売却原価)	投資有価証券売却損(売却原価)
有価証券売却損(売却原価)	有価証券売却損(売却原価)
資産評価損	有価証券評価損 ○○評価損
事業活動外支出計(5)	
事業活動外収支差額(6)=(4)-(5)	
経常収支差額(7)=(3)+(6)	

＜特別収支収支の部＞ 【収入】	
施設整備等補助金収入	施設整備補助金収入 設備整備補助金収入
施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入
固定資産売却益(売却収入)	器具及び備品売却益(売却収入) 車両運搬具売却益(売却収入) ○○売却益(売却収入)
国庫補助金等特別積立金取崩額	
特別収入計(8)	

＜特別収支収支の部＞ 【支出】	
基本金組入額	1号基本金組入額 2号基本金組入額 3号基本金組入額
固定資産売却損・処分損(売却原価)	器具及び備品売却損・処分損(売却原価) 車両運搬具売却損・処分損(売却原価) ○○売却損・処分損(売却原価)
国庫補助金等特別積立金積立額	
特別支出計(9)	
特別収支差額(10)=(8)-(9)	
当期活動収支差額(11)=(7)+(10)	

＜繰越活動収支差額の部＞	
前期繰越活動収支差額(12)	
当期末繰越活動収支差額(13)=(11)+(12)	
基本金取崩額(14)	4号基本金組入額
基本金組入額(15)	○○積立金取崩額
その他の積立金取崩額(16)	○○積立金積立額
その他の積立金積立額(17)	○○積立金積立額
次期繰越活動収支差額(18)=(13)+(14)-(15)+(16)-(17)	

【新社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【B】			
科目区分			
大区分	中区分	小区分	
＜サービス活動外増減の部＞ 【収益】			
受取借入金利息補助金			旧基準では事業活動収支の部の収入に計上していたが、新基準ではサービス活動外増減の部の収益に計上
受取利息配当金収益			
受取寄附金	受取寄附金 受取長期運営資金借入金元金償還寄附金		他の会計基準の内容を踏まえて追加 新基準では特別増減の部の収益に移動し、「事業区分間繰入金収益」として計上
有価証券評価益			新基準では特別増減の部の収益に移動し、「拠点区分間繰入金収益」として計上
投資有価証券売却益			
投資有価証券評価益			新基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加
有価証券売却益			
事業活動外収益	受入研修費収益 利用者等外給食収益 会費収益		新基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加
雑収益			
サービス活動外収益計(4)			他の会計基準の内容を踏まえて追加

＜サービス活動外増減の部＞ 【費用】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	
借入金利息				新基準では特別増減の部の費用に移動し、「拠点区分間繰入金費用」として計上
投資有価証券売却損				
有価証券売却損				新基準では売却損益の差額のみを計上するため(売却原価)を削除
資産評価損	有価証券評価損 資産評価損			
事業活動外費用	利用者外給食費 その他事業活動外費用		他の会計基準の内容を踏まえて追加	
雑損失				
サービス事業活動外費用計(5)				
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)				
経常増減額(7)=(3)+(6)				

＜特別増減の部＞ 【収益】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	
受取施設整備等補助金	受取施設整備等補助金 受取設備資金借入金元金償還補助金			他の会計基準の内容を踏まえて追加
受取施設整備等寄附金	受取施設整備等寄附金 受取設備資金借入金元金償還寄附金			
固定資産受贈額	○○受贈額			新基準では売却損益の差額のみを計上するため(売却収入)を削除
固定資産売却益	器具及び備品売却益 車両運搬具売却益 ○○売却益			
事業区分間繰入金収益			新基準では特別増減の部の費用の控除項目として移動	
拠点区分間繰入金収益				
その他の特別収益			旧基準では事業活動外収支の部の収入に計上していたが、新基準では特別増減の部の収益に計上	
特別収益計(8)			他の会計基準の内容を踏まえて追加	

＜特別増減の部＞ 【費用】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	
基本金組入額				新基準では基本金組入額へ一本化
固定資産売却損・処分損	建物売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 車両運搬具売却損・処分損 その他の固定資産売却損・処分損			
(国庫補助金等特別積立金取崩額)				新基準では売却損益等の差額のみを計上するため(売却原価)を削除
国庫補助金等特別積立金積立額				
災害損失			他の会計基準の内容を踏まえて追加	
事業区分間繰入額				
拠点区分間繰入額			旧基準では事業活動外収支の部の収入に計上していたが、新基準では特別増減の部の収益に計上	
その他の特別費用				
特別費用計(9)			他の会計基準の内容を踏まえて追加	
特別増減差額(10)=(8)-(9)				
税引前当期活動増減差額(11)=(7)+(10)				
法人税、住民税及び事業税(12)				
法人税等調整額(13)				
当期活動増減差額(14)=(11)-(12)-(13)				

＜繰越活動増減差額の部＞			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	
前期繰越活動増減差額(15)				
当期末繰越活動増減差額(16)=(14)+(15)				
基本金取崩額(17)				新基準では4号基本金廃止に伴い削除
その他の積立金取崩額(18)	○○積立金取崩額			
その他の積立金積立額(19)	○○積立金積立額		旧基準の「収支差」を新基準では「増減」に名称変更	
次期繰越活動増減差額(20)=(16)+(17)+(18)-(19)				

現行会計基準と新会計基準の勘定科目比較表

貸借対照表

【社会福祉法人会計基準】		【新社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<資産の部>		<資産の部>			
流動資産	現金預金 有価証券 未収金 貯蔵品 立替金 前払金 短期貸付金 仮払金 その他の流動資産	流動資産	現金預金 有価証券 事業未収金 未収金 未収補助金 未収収益 受取手形 貯蔵品 商品・製品 仕掛品 原材料 立替金 前払金 前払費用 1年以内回収予定長期貸付金 1年以内回収予定事業区分間長期貸付金 1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金 短期貸付金 事業区分間貸付金 拠点区分間貸付金 仮払金 繰延税金資産 その他の流動資産 徴収不能引当金	医薬品 診療・療養費等材料 給食用材料	他の会計基準の内容を踏まえて追加 他の会計基準の内容を踏まえて追加 他の会計基準の内容を踏まえて追加 一元化にあたり新設 他の会計基準の内容を踏まえて追加 他の会計基準の内容を踏まえて追加 新基準では1年基準の導入により科目を新設 他の会計基準の内容を踏まえて追加 他の会計基準の内容を踏まえて追加 他の会計基準の内容を踏まえて追加
固定資産		固定資産 (基本財産)	建物 土地 減価償却累計額 基本財産特定預金		
基本財産	建物 土地 基本財産特定預金	(その他の固定資産)	建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 器具及び備品 土地 建設仮勘定 減価償却累計額 権利 ソフトウェア 投資有価証券 長期貸付金		他の会計基準の内容を踏まえて追加 他の会計基準の内容を踏まえて追加 会計一元化により不要のため削除 〇〇積立預金へ計上 他の会計基準の内容を踏まえて追加
その他の固定資産	建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 器具及び備品 土地 建設仮勘定 権利 投資有価証券 長期貸付金 公益事業会計元入金 収益事業会計元入金 措置施設繰越特定預金 〇〇積立預金 その他の固定資産		事業区分間長期貸付金 拠点区分間長期貸付金 〇〇積立預金 差入保証金 退職共済預け金 繰延税金資産 その他の固定資産		他の会計基準の内容を踏まえて追加 都道府県等の実施する退職共済制度の取扱いの明確化に伴う科目の新設 新基準では、税効果会計の導入に伴い新設
資産の部合計		資産の部合計			

現行会計基準と新会計基準の勘定科目比較表

【社会福祉法人会計基準】		【新社会福祉法人会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<負債の部>		<負債の部>			
流動負債	短期運営資金借入金 未払金 預り金 前受金 仮受金 ○○引当金	流動負債	短期運営資金借入金 事業未払金 施設整備等未払金 その他の未払金 支払手形 役員職員短期借入金 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定長期運営資金借入金 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定長期借入金 1年以内返済予定事業区分間借入金 1年以内返済予定拠点区分間借入金 1年以内支払予定長期未払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 仮受金 賞与引当金 未払法人税等 繰延税金負債 その他の流動負債		新基準では、「事業未払金」、「施設整備等未払金」、「その他の未払金」に分けて整理 他の会計基準の内容を踏まえて追加 他の会計基準の内容を踏まえて追加 新基準では1年基準の導入により科目を新設 他の会計基準の内容を踏まえて追加 新基準では、「預り金」、「職員預り金」に分ける 他の会計基準の内容を踏まえて追加 他の会計基準の内容を踏まえて追加 新基準では税効果会計の導入に伴い新設
固定負債	設備資金借入金 長期運営資金借入金 退職給与引当金	固定負債	設備資金借入金 長期運営資金借入金 リース債務 長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金 長期未払金 長期預り金 繰延税金負債 その他の固定負債		新基準ではリース会計の導入により追加 他の会計基準の内容を踏まえて追加 他の会計基準の内容を踏まえて追加 新基準では税効果会計の導入に伴い新設
負債の部合計		負債の部合計			
<純資産の部>		<純資産の部>			
基本金	基本金	基本金			
国庫補助金等特別積立金	国庫補助金等特別積立金	国庫補助金等特別積立金			
その他の積立金	○積立金	その他の積立金	○積立金		
次期繰越活動収支差額	次期繰越活動収支差額 (うち当期活動収支差額)	次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)			
純資産の部合計		純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計		負債及び純資産の部合計			